令和5年(2023年)4月7日 教 育 委 員 会 資 料 教育委員会事務局子ども・教育政策課

教育長の臨時代理による事務処理について

令和5年3月24日の教育委員会定例会において、教育長の臨時代理による事務処理の指示を受けた件について、下記のとおり事務処理を行ったので中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第3条第2項の規定に基づき報告する。

- 1 指示を受けた事務処理の内容 中野区個人情報の保護に関する法律等施行規則(以下「規則」という。)の制定手 続き
- 2 事務処理の経過 令和5年3月30日 教育長の臨時代理による規則制定の決定 3月31日 規則の公布
- 3 制定した規則の内容 別紙規則文のとおり

中野区個人情報の保護に関する法律等施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律 第57号。以下「法」という。)、個人情報の保護に関する法律施 行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)及び中野 区個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年中野区条例第6 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるもの とする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法、令及び条例において 使用する用語の例による。

(個人情報管理責任者の設置)

- 第3条 中野区教育委員会事務局処務規則(平成31年中野区教育委員会規則第1号)第2条に規定する課(以下単に「課」という。)及び同条に規定する指導室(以下単に「指導室」という。)、中野区立学校設置条例(昭和36年中野区条例第1号)別表に規定する小学校及び中学校(以下単に「小学校及び中学校」という。)並びに中野区立幼稚園条例(昭和42年中野区条例第34号)第1条の表に規定する幼稚園(以下単に「幼稚園」という。)(以下「課等」と総称する。)における保有個人情報の適切な取扱いを確保し、課等における保有個人情報の管理に関する事務を総括するため、個人情報管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置く。
- 2 管理責任者は、課の課長及び指導室の室長、中野区教育委員会事務局処務規則第6条第1項に規定する担当課長、小学校及び中学校の校長並びに幼稚園の園長の職にある者をもって充てる。
- 3 管理責任者は、当該課等の所属職員に保有個人情報を取り扱わせ

るに当たっては、当該保有個人情報の安全管理が図られるよう、当 該所属職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(特定個人情報等を取り扱う業務に係る安全管理措置)

- 第4条 管理責任者は、当該課等の主管する事務の執行に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号(以下単に「個人番号」という。)及び同条第8項に規定する特定個人情報(以下単に「特定個人情報」という。)(以下「特定個人情報等」と総称する。)を取り扱う業務(以下「特定個人情報等取扱業務」という。)があるときは、次に掲げる安全管理措置を講じなければならない。
 - (1) 特定個人情報等取扱業務を明確にすること。
 - (2) 特定個人情報等取扱業務ごとに当該課等の所属職員のうちから 特定個人情報等取扱業務に従事する職員を指定すること。
 - (3) 特定個人情報等取扱業務ごとに安全管理に係る取扱手順を定めること。
 - (4) 特定個人情報等取扱業務ごとに取扱状況を確認するための手段を講ずること。
 - (5) 特定個人情報等の保管及び利用の状況その他必要な事項を記録すること。
- 2 管理責任者は、前項第2号の規定により指定した職員に特定個人情報等を取り扱わせるに当たっては、特定個人情報等取扱業務を行う区域の明確化その他の特定個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 管理責任者は、第1項第3号の規定により定めた特定個人情報等の安全管理に係る取扱手順について、随時又は定期に点検を行い、その見直しその他必要な措置を講じなければならない。

(保有個人情報等の廃棄又は消去の方法等)

- 第5条 保有個人情報の廃棄又は消去は、当該保有個人情報を復元することができない方法により行わなければならない。
- 2 教育委員会は、個人番号又は特定個人情報を廃棄し、又は消去したときは、その記録を保存するものとする。
- 3 教育委員会は、個人番号又は特定個人情報の廃棄又は消去に係る 業務の全部又は一部を委託して当該個人番号又は特定個人情報を廃棄し、又は消去したときは、当該業務を委託した者から第1項に規 定する方法により個人番号又は特定個人情報の廃棄又は消去が行われたことを証する書類を徴し、これを保存するものとする。

(外部委託等の条件等)

- 第6条 教育委員会は、保有個人情報に係る事務の処理を委託するときは、当該委託を受けた者に対し次に掲げる事項に関する条件(当該委託に当たり該当がないものを除く。)を付するものとする。
 - (1) 秘密保持に関する事項
 - (2) 保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止に関する事項
 - (3) 利用目的以外の目的のための保有個人情報の利用及び第三者への提供の禁止に関する事項
 - (4) 複写及び複製の禁止に関する事項
 - (5) 提供資料の返還又は廃棄の義務に関する事項
 - (6) 保有個人情報の管理に係る監査又は検査に応ずる義務に関する事項
 - (7) 保有個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合における対応に関する事項
 - (8) 再委託の制限に関する事項
 - (9) 条件に違反した場合の契約解除に関する事項及び損害賠償に関する事項

- (10) 前各号に掲げるもののほか、保有個人情報の保護に関し必要な 事項
- 2 教育委員会は、保有個人情報に係る事務の処理を委託するとき は、当該委託を受けた者における電子計算組織による事務の処理に 係る安全対策その他の保有個人情報の管理体制等について確認する ものとする。
- 3 教育委員会は、指定管理者に区の公の施設の管理に伴う保有個人情報に係る事務の処理を行わせるときは、次に掲げる事項に関する条件(当該保有個人情報に係る事務の処理を行わせるに当たり該当がないものを除く。)を付するものとする。
 - (1) 秘密保持に関する事項
 - (2) 保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止に関する事項
 - (3) 利用目的以外の目的のための保有個人情報の利用及び第三者への提供の禁止に関する事項
 - (4) 複写及び複製の禁止に関する事項
 - (5) 提供資料の返還又は廃棄の義務に関する事項
 - (6) 保有個人情報の管理に係る監査又は検査に応ずる義務に関する 事項
 - (7) 保有個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合における対応に関する事項
 - (8) 委託の制限に関する事項
 - (9) 条件に違反した場合の指定管理者の指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項並びに損害賠償に関する事項
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、保有個人情報の保護に関し必要な 事項
- 4 教育委員会は、前項に規定する指定管理者に区の公の施設の管理 に伴う保有個人情報に係る事務の処理を行わせるときは、当該指定

管理者における電子計算組織による事務処理に係る安全対策その他 の保有個人情報の管理体制等について確認するものとする。

(利用目的以外の目的のための利用又は提供の届出)

第7条 教育委員会は、法第69条第1項に規定する法令に基づく場合として利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、若しくは提供するとき又は同条第2項各号の規定により利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、若しくは提供するときは、別に定めるところにより区長に届け出るものとする。

(保有個人情報の提供に当たっての措置)

- 第8条 教育委員会は、法第69条第2項第3号及び第4号の規定により保有個人情報を提供するときは、当該保有個人情報の提供を受ける者に対し次に掲げる事項(当該提供に当たり該当がないものを除く。以下この項において同じ。)を記載した文書の提出を求め、又は当該保有個人情報の提供を受ける者との間で次に掲げる事項を記載した書面を取り交わすものとする。
 - (1) 提供を受ける者における利用目的
 - (2) 利用する業務の根拠法令
 - (3) 利用する記録範囲及び記録項目
 - (4) 利用期間及び利用形態
 - (5) 保管方法及び保護措置
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、保有個人情報の保護に関し必要な事項
- 2 教育委員会は、法第69条第2項第3号及び第4号の規定により、保有個人情報を提供する場合又は提供した場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供を受ける者又は受けた者に対し、その提供前に又は提供後随時に、資料の提出及び説明を求め、又は実地に調査を行うことにより、個人情報の保護措置

の状況を確認するものとする。

- 3 教育委員会は、前項の規定により行った個人情報の保護措置の状況の確認の結果を記録するとともに、保有個人情報の提供を受ける者又は受けた者に対し、個人情報の保護措置の状況について改善を求める等必要な措置を講ずるものとする。
- 4 教育委員会は、利用目的のため又は法第69条第1項に規定する 法令に基づく場合として利用目的以外の目的のために、保有個人情 報を提供する場合又は提供した場合において、必要があると認める ときは、当該保有個人情報の提供を受ける者又は受けた者に対 し、前3項に規定する措置を講ずるものとする。

(条例個人情報ファイル簿の作成及び公表)

- 第9条 教育委員会は、法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイル(法第75条第2項各号に掲げるもの(法第74条第2項第9号に掲げるものを除く。)及び条例第3条第3項の規定により同条第1項に規定する帳簿(以下「条例個人情報ファイル簿」という。)に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、条例個人情報ファイル簿を作成しなければならない。
- 2 条例個人情報ファイル簿は、教育委員会が保有している個人情報 ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 3 教育委員会は、条例個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該条例個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 教育委員会は、条例個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を消除しなければならない。
- 5 教育委員会は、条例第3条第3項の規定により公表をしない場合

を除き、条例個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これをその事務所に備えて置き、一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

- 6 条例第3条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項と する。
 - (1) 法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2 号に係る個人情報ファイルの別
 - (2) 法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイルについて、令 第21条第7項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その 旨

(個人情報ファイル簿及び条例個人情報ファイル簿への個人情報ファイルの掲載に係る調整措置)

- 第10条 法第75条第1項に規定する個人情報ファイル簿(以下単に「個人情報ファイル簿」という。)及び条例個人情報ファイル簿 への個人情報ファイルの掲載は、別に定める統一の様式によるもの とする。
- 2 個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルが法第74条第 2項第9号に該当するに至った場合における当該個人情報ファイル についての記載は、令第21条第4項の規定にかかわらず、条例個 人情報ファイル簿として掲載した個人情報ファイルについての記載 とみなす。
- 3 条例個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルが法第75 条第1項の規定により個人情報ファイル簿を作成し、公表しなけれ ばならない個人情報ファイルに該当するに至った場合における当該 個人情報ファイルについての記載は、令第21条第1項の規定にか かわらず、個人情報ファイル簿として掲載した個人情報ファイルに

ついての記載とみなす。

(開示請求の手続に係る様式等)

- 第11条 法第77条第1項の規定による開示請求書の提出は、保有個人情報開示請求書(第1号様式)により行うものとする。
- 2 令第22条第3項に規定する委任状の様式は、保有個人情報開示 請求に係る委任状(第2号様式)とする。

(開示決定等の通知に係る様式)

- 第12条 法第82条第1項本文の規定による通知は、保有個人情報 開示決定通知書(第3号様式)により行うものとする。
- 2 法第82条第2項の規定による通知は、保有個人情報不開示決定 通知書(第4号様式)により行うものとする。
- 3 条例第5条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書(第5号様式)により行うものとする。
- 4 条例第6条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特 例延長通知書(第6号様式)により行うものとする。

(開示請求事案の移送の通知に係る様式)

第13条 法第85条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示 請求事案移送決定通知書(第7号様式)により行うものとする。

(開示請求における第三者に対する意見書提出の機会の付与等に係る様式)

- 第14条 法第86条第1項の規定による通知は、意見照会書(第8号様式)により行うものとする。
- 2 法第86条第2項の規定による通知は、意見照会書(第9号様式)により行うものとする。
- 3 法第86条第1項及び第2項の規定による意見書の提出は、開示 決定等に関する意見書(第10号様式)により行うものとする。
- 4 法第86条第3項の規定による通知は、開示決定に係る通知書

(第11号様式)により行うものとする。

(電磁的記録の開示方法)

- 第15条 法第87条第1項に規定する電磁的記録に記録されている 保有個人情報の開示の方法は、次の各号に掲げる電磁的記録に応 じ、当該各号に定める方法とする。
 - (1) ビデオテープ、録音テープその他映像及び音声が記録された電磁的記録 視聴又は写しの交付
 - (2) 前号の電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を印刷物 として出力したものの閲覧又は交付
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録について、現に 有する機器により、ディスプレイに出力したものの視聴又はフロッ ピーディスク若しくは光ディスクに複写したものの交付が可能であ るときは、当該電磁的記録について視聴又は複写したものの交付の 方法により開示を行うことができる。

(開示の実施方法に係る申出)

第16条 法第87条第3項の規定による申出は、開示実施方法等申 出書(第12号様式)により行うものとする。

(写しの作成及び送付に要する費用の免除)

- 第17条 条例第8条第3項の規定による費用の免除は、保有個人情報の開示に係る本人が次の各号のいずれかに該当する場合において行うことができる。
 - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号 に掲げる扶助を受けている者であること。
 - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく支援給付を受けている者であること。
 - (3) 前2号に掲げる者に準ずる者として教育委員会が認める者であ

ること。

- 2 前項に規定する費用の免除を受けようとする者は、保有個人情報 の開示における写しの作成費用等免除申請書(第13号様式)により教育委員会に申請しなければならない。
- 3 前項の申請書には、第1項各号に該当することを証する書面を添付しなければならない。

(訂正請求の手続に係る様式等)

- 第18条 法第91条第1項の規定による訂正請求書の提出は、保有 個人情報訂正請求書(第14号様式)により行うものとする。
- 2 令第29条の規定により準用される令第22条第3項に規定する 委任状の様式は、保有個人情報訂正請求に係る委任状(第15号様 式)によるものとする。

(訂正決定等の通知に係る様式)

- 第19条 法第93条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正 決定通知書(第16号様式)により行うものとする。
- 2 法第93条第2項(条例第9条第2項の規定により訂正請求を拒 否するとき及び訂正請求に係る保有個人情報を保有していないとき を含む。)の規定による通知は、保有個人情報不訂正決定通知書 (第17号様式)により行うものとする。
- 3 条例第11条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定 等期限延長通知書(第18号様式)により行うものとする。
- 4 条例第12条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限 特例延長通知書(第19号様式)により行うものとする。

(訂正請求事案の移送の通知に係る様式)

第20条 法第96条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正 請求事案移送決定通知書(第20号様式)により行うものとする。

(訂正請求における第三者に対する意見書提出の機会の付与等に係

る様式)

- 第21条 条例第9条第2項の規定により適用する法第86条第1項 の規定による通知は、意見照会書(第21号様式)により行うもの とする。
- 2 条例第9条第2項の規定により適用する法第86条第2項の規定 による通知は、意見照会書(第22号様式)により行うものとする。
- 3 条例第9条第2項の規定により適用する、法第86条第1項及び 第2項の規定による意見書の提出は、訂正決定等に関する意見書 (第23号様式)により行うものとする。
- 4 条例第9条第2項の規定により適用する法第86条第3項の規定による通知は、訂正決定に係る通知書(第24号様式)により行う ものとする。

(保有個人情報の提供先への通知に係る様式)

第22条 法第97条の規定による通知は、保有個人情報訂正実施通知書(第25号様式)により行うものとする。

(利用停止請求の手続に係る様式等)

- 第23条 法第99条第1項の規定による利用停止請求書の提出 は、保有個人情報利用停止請求書(第26号様式)により行うもの とする。
- 2 令第29条の規定により準用される令第22条第3項に規定する 委任状の様式は、保有個人情報利用停止請求に係る委任状(第27 号様式)によるものとする。

(利用停止決定等の通知に係る様式)

- 第24条 法第101条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書(第28号様式)により行うものとする。
- 2 法第101条第2項の規定(条例第13条第2項の規定により利用停止請求を拒否するとき及び利用停止請求に係る保有個人情報を

保有していないときを含む。)による通知は、保有個人情報利用不停止決定通知書(第29号様式)により行うものとする。

- 3 条例第15条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止 決定等期限延長通知書(第30号様式)により行うものとする。
- 4 条例第16条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書(第31号様式)により行うものとする。

(利用停止請求における第三者に対する意見書提出の機会の付与等 に係る様式)

- 第25条 条例第13条第2項の規定により適用する法第86条第1項の規定による通知は、意見照会書(第32号様式)により行うものとする。
- 2 条例第13条第2項の規定により適用する法第86条第2項の規 定による通知は、意見照会書(第33号様式)により行うものとす る。
- 3 条例第13条第2項の規定により適用する、法第86条第1項及び第2項の規定による意見書の提出は、利用停止決定等に関する意見書(第34号様式)により行うものとする。
- 4 条例第13条第2項の規定により適用する法第86条第3項の規定による通知は、利用停止決定に係る通知書(第35号様式)により行うものとする。

(中野区情報公開・個人情報保護審査会への諮問に係る様式等)

第26条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、中野区情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書(第36号様式)により行うものとする。

(補則)

第27条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。 附 則 (施行期日)

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(中野区個人情報の保護に関する条例施行規則の廃止)

第2条 中野区個人情報の保護に関する条例施行規則 (平成2年中野 区教育委員会規則第8号) は、廃止する。

(経過措置)

- 第3条 この規則の施行の際現に教育委員会が保有している法第60 条第2項に規定する個人情報ファイルについての第9条第1項の規 定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「この規則の 施行後遅滞なく」とする。
- 2 条例附則第5条第8項の規定によりなお従前の例によることとされた同項に規定する手続については、なお従前の例による。
- 3 第11条第1項、第18条第1項及び第23条第1項の規定にかかわらず、前条の規定による廃止前の中野区個人情報の保護に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)第1号様式の2による用紙でこの規則の施行の際現に存するものは法第77条第1項に規定する開示請求書として、旧規則第1号様式の3による用紙でこの規則の施行の際現に存するものは法第91条第1項に規定する利用停止請求書として、の規則の施行後においても、所要の修正を加え、なお使用することができるものとする。この場合において、旧規則第1号様式の2中「自己情報」とあるのは「保有個人情報」と、「中野区個人情報の保護に関する条例第22条」とあるのは「個人情報の保護に関する条例第28条」とあるのは、訂正請求にあっては「個人情報の保護に関する法律第91条第1項」と、利用停止請求にあっては

「個人情報の保護に関する法律第99条第1項」と読み替えるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、教育委員会が別に定める。

保有個人情報開示請求書

年 月 日 中野区教育委員会 宛て (ふりがな) 氏名 住所又は居所 Tel 〒 個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情 報の開示を請求します。 記 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。) 2 求める開示の実施方法等 (1)又は(2)に○印を付してください。(1)を選択した場合は、実施の方法及び希望日を 記載してください。 (1) 事務所における開示の実施を希望する。 □写しの交付 <実施の方法> □閲覧 □視聴 <実施の希望日> 月 \exists (2) 写しの送付を希望する。 3 本人確認等 (1) 開示請求者 □本人 □法定代理人 □任意代理人 (2) 請求者本人確認書類 □運転免許証 □健康保険被保険者証 □個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。 (3) 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 □未成年者(日生) □成年被後見人 月 □任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 本人の住所又は居所 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 □戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他(

任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。

□委任状 □その他(

請求資格確認書類

保有個人情報開示請求に係る委任状

(代理人) <u>住所</u>	
<u>氏名</u>	
上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。	
記	
 1 委任する権限(下記の□内にチェックを入れてください。) □ 保有個人情報の開示請求を行う権限 □ 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限 □ 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限 □ 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限 □ 開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の認通知を受ける権限 □ 開示の実施の方法その他個人情報の保護に関する法律施行令で定める項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限 	快定
2 委任理由	
年月日	
(委任者)住所	
氏名 印	
連絡先電話番号	
注1 全ての項目は、必ず委任者本人が記入してください。 2 次のいずれかの措置をとってください。 (1) 委任者の実印を押印の上、印鑑登録証明書(請求前30日以下作成されたものに限る。)を添付する。 (2) 委任者の運転免許証、個人番号カード(個人番号通知カード)	

可)等、本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付する。

中	第		号
	年	月	日

様

中野区教育委員会 印

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、下記のとおり開示することに決定したので通知します。

とに決定	定したので通知します。
	記
1 開	示する保有個人情報(□全部開示 ・ □部分開示)
2 不	開示とした部分とその理由
に、こ 中教 以求に	の処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内中野区教育委員会に審査請求をすることができます。の処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に区を被告として提起しなければなりません(訴訟において中野区を代表する者は中野区委員会となります。)。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月にこの処分に対する審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、当該審査請対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならなととされています。
3 開	示する保有個人情報の利用目的
4 <u>開</u> (1) (2) (3) (4)	示の実施の方法等 □事務所における開示(□閲覧 □視聴 □写しの交付) □写しの送付 事務所における開示を実施することができる日時及び場所 日時 □場所 □場所
5 担	当

様

中野区教育委員会 印

保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

1 開示請求に係	
る保有個人情報	
の名称等	
2 開示をしないこととした理由	
3 担当	

※ この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内 に、中野区教育委員会に審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に中野区を被告として提起しなければなりません(訴訟において中野区を代表する者は中野区教育委員会となります。)。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内にこの処分に対する審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

様

中野区教育委員会 印

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、中野区 個人情報の保護に関する法律施行条例第5条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

1 開示請求に 係る保有個人 情報の名称等				
2 当初の決定 通知期限	年	月	H	
3 延長後の決 定通知期限	年	月	日	
4 延長の理由				
5 担当				

様

中野区教育委員会 印

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、中野区 個人情報の保護に関する法律施行条例第6条の規定により、下記のとおり開示 決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

1 開示請求に係る				
保有個人情報の名				
称等				
2 中野区個人情報				
の保護に関する法				
律施行条例第6条				
の規定 (開示決定等				
の期限の特例)を適				
用する理由				
3 当初の決定通知 期限		年	月	日
4 强力不但去国(年	月	日
4 残りの保有個人	年 月	日までに可	能な部分に	ついて開示
情報について開示	決定等を行い、残	りの部分につ	ついては、上	:記期限まで
決定等をする期限 し	に開示決定等を行	う予定です。	,)	
5 担当				

様

中野区教育委員会 印

保有個人情報開示請求事案移送決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

1 開示請求に係る 保有個人情報の名 称等	
2 移送をした日	年 月 日
3 移送の理由	
	(行政機関の長等の名称)
4 移送先の行政機 関の長等	(連絡先) 担当組織名 所 在 地 電話番号
5 担当	

様

中野区教育委員会 印

意見照会書

______に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定により、下記のとおり照会します。

本件開示請求に係る保有個人情報の開示決定等について御意見があるときは、同封した開示決定等に関する意見書により回答してください。

なお、提出期限までに当該意見書の提出がない場合には、特に御意見がないも のとして取り扱います。

1 開示請求に係る保					
有個人情報の名称等					
2 開示請求の年月日	年	月	日		
3 開示請求に係る保					
有個人情報に含まれ					
ているに関					
する情報の内容					
4 連絡先及び意見書 の提出先					
5 意見書の提出期限	年	月	日		

様

中野区教育委員会 印

意見照会書

______に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定により、下記のとおり照会します。

本件開示請求に係る保有個人情報の開示決定等について御意見があるときは、 同封した開示決定等に関する意見書により回答してください。

なお、提出期限までに当該意見書の提出がない場合には、特に御意見がないも のとして取り扱います。

1 開示請求に係る保	
有個人情報の名称等	
2 開示請求の年月日	年 月 日
3 個人情報の保護に	
関する法律第86条	適用区分 □第1号 □第2号
第2項各号の適用区	(適用理由)
分及びその理由	
4 開示請求に係る保	
有個人情報に含まれ	
ているに関	
する情報の内容	
5 連絡先及び意見書	
の提出先	
071/EH176	
6 意見書の提出期限	年 月 日

開示決定等に関する意見書

年 月 日

中野区教育委員会 宛て

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあっては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

1	開示請求に	
	係る保有個人	
	情報の名称等	
2	意見	□ 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 □ 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障(不利益)がある部分 (2) 支障(不利益)の具体的理由
3	連絡先	

様

中野区教育委員会 印

開示決定に係る通知書

______から 年 月 日付けで開示決定等に関する意見書の提出があった保有個人情報については、下記のとおり開示決定をしたので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により通知します。

記

1	開示請求に係る保				
1	有個人情報の名称等				
2	開示することとし				
7	き理由				
3	開示決定をした日	年	月	日	
4	開示を実施する日	年	月	日	
5	担当				

[※] この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内 に、中野区教育委員会に審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に中野区を被告として提起しなければなりません(訴訟において中野区を代表する者は中野区教育委員会となります。)。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内にこの処分に対する審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

開示実施方法等申出書

中野区教育委員会 宛て			年 月 日
下到 区			
(, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
(ふりがな) 氏名			
住所又	 は居所		
<u></u>		Tel	()
個人情報の保護に関する	法律第87条第3	3項の規定により	、下記のとおり申
し出ます。			
	記		
	,_		
1 保有個人情報開示決定	通知書の番号等		
文書番号	近州自27田7万		
日 付年_	月日_		
2 求める開示の実施方法			
開示請求に係る保有個		# # A + H	
[]++++ ~ ~ ~ +-/		事 Ѩ ()) 万 法	
人情報の名称等		実施の方法 	
人情報の名称等	1月屋台	実施の方法	
人情報の名称等	閲覧	T)
人情報の名称等		□全部)
人情報の名称等	閲覧	□全部 □一部(□全部)
人情報の名称等	視聴	□全部 □一部(□全部 □一部()
人情報の名称等	視聴写しの交付	□全部 □一部(□全部 □一部(□全部)
人情報の名称等	視聴	□全部 □一部(□全部 □一部()
	視聴 写しの交付 (写しの送付を含む)	□全部 □一部(□全部 □一部(□全部 □一部()
3 開示の実施を希望する	視聴 写しの交付 (写しの送付を含む)	□全部 □一部(□全部 □一部(□全部 □一部())) 前・午後
3 開示の実施を希望する	視聴 写しの交付 (写しの送付を含む) 日 <u></u> 年	□全部 □一部(□全部 □一部(□全部 □一部(が)) 前・午後
	視聴 写しの交付 (写しの送付を含む) 日 <u></u> 年	□全部 □一部(□全部 □一部(□全部 □一部(が)) 前・午後
3 開示の実施を希望する	視聴 写しの交付 (写しの送付を含む) 日 <u></u> 年	□全部 □一部(□全部 □一部(□全部 □一部(□全部 □一部(□全部 □一部(が)) 前・午後

保有個人情報の開示における写しの作成費用等免除申請書

年 月 日

中野区教育委員会 宛て

住 所 申 請 者 氏 名

中野区個人情報の保護に関する法律施行条例第8条第3項の規定により、下 記のとおり保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用の免除を申請しま す。

申	□ 中野区個人情報の保護に関する法律等施行規則第17条第1項
請	第号に該当するため
の	
理	□ 中野区個人情報の保護に関する法律等施行規則第17条第1項
由	第3号に該当するため

保有個人情報訂正請求書

	年 月 日
中野区教育委員会を宛て	
(ふりがな)	
氏名	
住所又は居	所
<u> </u>	Tel ()
	★律第91条第1項の規定により、下記のとおり保
有個人情報の訂正を請求しま	. 9 .
	記
1 訂正を請求する保有個人	性起の中容等
	、iltixいい分 分寸
(1) 訂正請求に係る保有個人	
情報の開示を受けた場合は	年 月 日
その日付	
C 47 L 1 1	 (保有個人情報開示決定を受けた場合の通知書の番号等)
	(休有個人情報開小伏足を支げた場合の超和音の番与等)
(2) 保有個人情報の内容等	 (保有個人情報の名称等)
	(NCI) IN CIDITO CIDITO
	(#B F: \
(3) 訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨)
	(理由)
	□ 法定代理人 □任意代理人
(1) 訂正請求者 □ 本人 (2) 請求者本人確認書類	□ 法定代理人 □任意代理人
	倹被保険者証
□個人番号カード又は住民基	基本台帳カード(住所記載のあるもの)
	E明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
│ □その他(│ ※ 請求書を送付して請求する	り る場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
	は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)
ア 本人の状況 □未成年者	(年 月 日生) □成年被後見人
□任意代理』	人委任者
(ふりがな)	
イ <u>本人の氏名</u> ウ 本人の住所又は居所	
	、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 □戸第	磨謄本 □登記事項証明書 □その他()
	、次の書類を提示し、又は提出してください。
│ 請求資格確認書類 □委任	土状 凵 ての他())

保有個人情報訂正請求に係る委任状

(代理人)	住所	
	<u>氏名</u>	
上記の者を	代理人と定め、下記の事項を委任します。	
	記	
□ 保有個□ 訂正請□ 訂正決□ 訂正決□ 訂正決□ □ 訂正計	権限(下記の□内にチェックを入れてください。) 人情報の訂正請求を行う権限 求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限 定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限 定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権 求に係る保有個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける 個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限	
2 委任理由		
年	月日	
(委任者)	住所	
	氏名	印
;	連絡先電話番号	
2 次	ての項目は、必ず委任者本人が記入してください。 のいずれかの措置をとってください。 委任者の実印を押印の上、印鑑登録証明書(請求前3	0日以内に

作成されたものに限る。)を添付する。

(2) 委任者の運転免許証、個人番号カード(個人番号通知カードは不

可)等、本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付する。

様

中野区教育委員会 印

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することに決定したので通知します。

1 訂正請求に係る 保有個人情報の名 称等	
2 訂正請求の趣旨	
3 訂正決定をする 内容及び理由	(訂正理由)
4 担当	

[※] この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、中野区教育委員会に審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に中野区を被告として提起しなければなりません(訴訟において中野区を代表する者は中野区教育委員会となります。)。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内にこの処分に対する審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

様

中野区教育委員会 印

保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

1 訂正請求に係 る保有個人情報 の名称等	
2 訂正をしないこととした理由	
3 担当	

[※] この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、中野区教育委員会に審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に中野区を被告として提起しなければなりません(訴訟において中野区を代表する者は中野区教育委員会となります。)。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内にこの処分に対する審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

様

中野区教育委員会 印

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、中野区 個人情報の保護に関する法律施行条例第11条第2項の規定により、下記のと おり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

1 訂正請求に係る 保有個人情報の名 称等			
2 当初の決定通知 期限	年	月	日
3 延長後の決定通 知期限	年	月	П
4 延長の理由			
5 担当			

様

中野区教育委員会 印

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、中野区 個人情報の保護に関する法律施行条例第12条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

1 訂正請求に係る			
保有個人情報の名			
称等			
2 中野区個人情報			
の保護に関する法			
律施行条例第12			
条の規定(訂正決定			
等の期限の特例)を			
適用する理由			
3 当初の決定通知	年	月	日
期限			
4 延長後の決定通	年	月	日
知期限	+	Л	Н
 5 担当			

様

中野区教育委員会 印

保有個人情報訂正請求事案移送決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

1 訂正請求に係 る保有個人情報 の名称等	
2 移送をした日	年 月 日
3 移送の理由	
4 移送先の行政 機関の長等	(行政機関の長等の名称)(連絡先)担当組織名所 在 地電 話 番 号
5 担当	

様

中野区教育委員会 印

意見照会書

______に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定による訂正請求があり、当該保有個人情報について訂正決定等を行う際の参考とするため、中野区個人情報の保護に関する法律施行条例第9条第2項の規定により適用する同法第86条第1項の規定により、下記のとおり照会します。

本件訂正請求に係る保有個人情報の訂正決定等の前提として、______に関する情報を開示することについて御意見があるときは、同封した訂正決定等に関する意見書により回答してください。

なお、提出期限までに当該意見書の提出がない場合には、特に御意見がないも のとして取り扱います。

1 訂正請求に係る保				
有個人情報の名称等				
2 訂正請求の年月日	年	月	日	
3 訂正請求に係る保				
有個人情報に含まれ				
ているに関				
する情報の内容				
4 連絡先及び意見書 の提出先				
5 意見書の提出期限	年	月	日	

様

中野区教育委員会 印

意見照会書

に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保
護に関する法律第91条第1項の規定による訂正請求があり、当該保有個人情
報について訂正決定等を行う際の参考とするため、中野区個人情報の保護に関
する法律施行条例第9条第2項の規定により適用する同法第86条第2項の規
定により、下記のとおり照会します。

本件訂正請求に係る保有個人情報の訂正決定等の前提として、______に関する情報を開示することについて御意見があるときは、同封した訂正決定等に関する意見書により回答してください。

なお、提出期限までに当該意見書の提出がない場合には、特に御意見がないも のとして取り扱います。

1 訂正請求に係る保	
有個人情報の名称等	
2 訂正請求の年月日	年 月 日
3 個人情報の保護に	
関する法律第86条	適用区分 □第1号 □第2号
第2項各号の適用区	(適用理由)
分及びその理由	
4 訂正請求に係る保	
有個人情報に含まれ	
ているに関	
する情報の内容	
5 連絡先及び意見書	
の提出先	
6 意見書の提出期限	年 月 日

訂正決定等に関する意見書

年 月 日

中野区教育委員会 宛て

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあっては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあった訂正決定等の前提となる保有個人情報 の開示について、下記のとおり意見を提出します。

1 訂正請求に	
係る保有個人	
情報の名称等	
2 意見	□ 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 □ 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障(不利益)がある部分 (2) 支障(不利益)の具体的理由
3 連絡先	

様

中野区教育委員会 印

訂正決定に係る通知書

________________________________年月日付けで訂正決定等に関する意見書の提出があった保有個人情報については、下記のとおり訂正決定をしたので、中野区個人情報の保護に関する法律施行条例第9条第2項の規定により適用する個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により通知します。

記

1 訂正請求に係る保				
有個人情報の名称等				
2 訂正することとし				
た理由				
3 訂正決定をした日	年	月	日	
4 担当				

※ この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内 に、中野区教育委員会に審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に中野区を被告として提起しなければなりません(訴訟において中野区を代表する者は中野区教育委員会となります。)。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内にこの処分に対する審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

様

中野区教育委員会 印

保有個人情報訂正実施通知書

に提供している下記の保有個人情報については、	個人情報の保
護に関する法律第92条の規定により訂正を実施しましたので、	同法第97条
の規定により、通知します。	

1 訂正請求に係る	
保有個人情報の名	
称等	
2 訂正請求者の氏	(氏名、住所等)
名等保有個人情報	
を特定するための	
情報	
3 訂正請求の趣旨	
	(訂正内容)
4 訂正決定をする	
内容及び理由	(訂正理由)
5 担当	

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日 中野区教育委員会 宛て (ふりがな) 氏名 住所又は居所 **一** Tel () 個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定により、下記のとおり保 有個人情報の利用停止を請求します。 記 1 利用停止を請求する保有個人情報の内容等 (1) 利用停止請求に係る保有 個人情報の開示を受けた場 年 月 Ħ 合はその日付 (保有個人情報開示決定を受けた場合の通知書の番号等) (2) 保有個人情報の内容等 (保有個人情報の名称等) (趣旨) □法第98条第1項第1号に該当 (3) 利用停止請求の趣旨及び (□利用の停止 □消去) 理由 □法第98条第1項第2号に該当 (理由) 2 本人確認等 (1) 利用停止請求者 □本人 □法定代理人 □任意代理人 (2) 請求者本人確認書類 □運転免許証 □健康保険被保険者証 □個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 □その他(※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。 (3) 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 □未成年者(年 月 日生) □成年被後見人 □任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所 (4) 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 □戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他() (5) 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 □委任状 □その他(

保有個人情報利用停止請求に係る委任状

(代理人)) 住所	
	氏名	
上記の者	を代理人と定め、下記の事項を委任します。	
	記	
□ 保有f □ 利用f □ 利用f □ 利用f	る権限(下記の□内にチェックを入れてください。) 個人情報の利用停止請求を行う権限 停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限 停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限 停止請求に係る保有個人情報を利用停止する旨の決定通知を受 が当該保有個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限	, -
2 委任理日	由	
年	月日	
(委任者))住所	
	氏名 印	
	連絡先電話番号	
注1 :	全ての項目は、必ず委任者本人が記入してください。	

- 2 次のいずれかの措置をとってください。
 - (1) 委任者の実印を押印の上、印鑑登録証明書(請求前30日以内に作成されたものに限る。)を添付する。
 - (2) 委任者の運転免許証、個人番号カード(個人番号通知カードは不可) 等、本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付する。

様

中野区教育委員会 印

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

1 利用停止請求に	
係る保有個人情報	
の名称等	
2 利用停止請求の	
趣旨	
	(利用停止決定の内容)
3 利用停止決定を する内容及び理由	(利用停止の理由)
4 担当	

[※] この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内 に、中野区教育委員会に審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に中野区を被告として提起しなければなりません(訴訟において中野区を代表する者は中野区教育委員会となります。)。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内にこの処分に対する審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

様

中野区教育委員会 印

保有個人情報利用不停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により、下記のとおり利用停止をしないことに決定したので通知します。

1 利用停止請求に 係る保有個人情報 の名称等	
2 利用停止をしな いこととした理由	
3 担当	

[※] この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、中野区教育委員会に審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に中野区を被告として提起しなければなりません(訴訟において中野区を代表する者は中野区教育委員会となります。)。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内にこの処分に対する審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

様

中野区教育委員会 印

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、中野 区個人情報の保護に関する法律施行条例第15条第2項の規定により、下記の とおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

	利用停止請求に 系る保有個人情報 D名称等				
2 其	当初の決定通知 明限	年	月	日	
3 矢	延長後の決定通 ロ期限	年	月	日	
4	延長の理由				
5	担当				

様

中野区教育委員会 印

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、中野区個人情報の保護に関する法律施行条例第16条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

1 利用停止請求に 係る保有個人情報			
の名称等			
2 中野区個人情報			
の保護に関する法			
律施行条例第16			
条の規定 (利用停止			
決定等の期限の特			
例)を適用する理由			
3 当初の決定通知 期限	年	月	日
4 延長後の決定通 知期限	年	月	日
5 担当			

様

中野区教育委員会 印

意見照会書

______に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定による利用停止請求があり、当該保有個人情報について利用停止決定等を行う際の参考とするため、中野区個人情報の保護に関する法律施行条例第13条第2項の規定により適用する同法第86条第1項の規定により、下記のとおり照会します。

本件利用停止請求に係る保有個人情報の開示決定等の前提として、_____に 関する情報を開示することについて御意見があるときは、同封した利用停止決 定等に関する意見書により回答してください。

なお、提出期限までに当該意見書の提出がない場合には、特に御意見がないも のとして取り扱います。

1 利用停止請求に係る保				
有個人情報の名称等				
2 利用停止請求の年月日	年	月	日	
3 利用停止請求に係る保				
有個人情報に含まれてい				
るに関する情報				
の内容				
4 連絡先及び意見書の提 出先				
四儿				
5 意見書の提出期限	年	月	日	

様

中野区教育委員会 印

意見照会書

______に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定による利用停止請求があり、当該保有個人情報について利用停止決定等を行う際の参考とするため、中野区個人情報の保護に関する法律施行条例第13条第2項の規定により適用する同法第86条第2項の規定により、下記のとおり照会します。

本件利用停止請求に係る保有個人情報の開示決定等の前提として、_____に 関する情報を開示することについて御意見があるときは、同封した利用停止決 定等に関する意見書により回答してください。

なお、提出期限までに当該意見書の提出がない場合には、特に御意見がないも のとして取り扱います。

1 利用停止請求に係る保	
有個人情報の名称等	
2 利用停止請求の年月日	年 月 日
3 個人情報の保護に関す	
る法律第86条第2項各	適用区分 □第1号 □第2号
号の適用区分及びその理	(適用理由)
曲	
4 利用停止請求に係る保	
有個人情報に含まれてい	
るに関する情報	
の内容	
5 連絡先及び意見書の提	
出先	
6 意見書の提出期限	年 月 日

利用停止決定等に関する意見書

年 月 日

中野区教育委員会 宛て

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあっては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあった利用停止決定等の前提となる保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

1 利用停止請	
求に係る保有	
個人情報の名	
称等	
2 意見	□ 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 □ 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障(不利益)がある部分 (2) 支障(不利益)の具体的理由
3 連絡先	

様

中野区教育委員会 印

利用停止決定に係る通知書

1 利用停止請求に	
係る保有個人情報	
の名称等	
2 利用停止するこ	
ととした理由	
3 利用停止決定を	年月日
した日	4 万 口
4 担当	

[※] この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内 に、中野区教育委員会に審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に中野区を被告として提起しなければなりません(訴訟において中野区を代表する者は中野区教育委員会となります。)。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内にこの処分に対する審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

様

中野区教育委員会 印

中野区情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

年	月	日付けの_	に対する審査請求について、	下記のとお
り中野区情報	報公開	・個人情報	保護審査会に諮問したので、個人情報の	保護に関す
る法律第1	0.5条	第3項にお	らいて準用する同条第2項の規定により	通知します。

1	審査請求に係る保有		
個人情報の名称等			
2	審査請求の対象とな		
Ž	る決定及びその内容		
		(1)	審査請求日
3	審査請求の内容	(2)	審査請求の趣旨
4	諮問年月日		年 月 日
5	担当		
6	備考		